院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染対策は、患者様や医療従事者、その他病院に関わる人を感染から守るために必要なものであると考えます。医療従事者一人ひとりの注意はもとより、病院のシステムとして取り組んでいく必要があり、院内感染対策により安全でより良い 医療が提供できるよう取り組んでいます。

2. 院内感染対策のための委員会・当院の組織に関する基本的事項

感染防止対策に関する意思決定機構として院内感染防止対策委員会を設置し、委員会を 毎月1回、必要時には随時開催し感染防止対策に関する事項を検討しています。 感染防止対策チーム(ICT)を設置し、感染防止対策の実務を行っています。

3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

病院内の状況や感染対策の基本的な考え方、具体的対策について周知・徹底させ、 感染対策に対する意識向上をはかるため、全職員を対象とした研修会・講習会を 年2回開催しています。

4. 感染症発生状況の報告に関する基本指針

報告および資料に基づき感染状況報告書を作成し、職員へ情報提供を図ると共に 委員会で感染原因の分析を行い現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本指針

院内感染発生時または発生が疑われる場合は、感染防止対策チームが調査を行い、 感染拡大防止に尽力します。必要に応じて行政機関へ届出や連絡を行います。

6. 患者等に対する当該方針の閲覧に関する基本指針

患者様および家族等から本指針の閲覧の求めがあった場合にはこれに応じます。

7. その他の医療機関内における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

職員は院内感染防止対策委員会が定めた「院内感染防止対策マニュアル」に基づいて 標準予防策の徹底など感染防止対策に努めます。

